

第9号様式
(表)

防府市営墓園墓所施設等工事着工届

令和 年 月 日

(宛先)防府市長

住所

使用者

氏名 ㊟

(電話)

下記のとおり、工事を着工したいので、お届けします。

1 位 置	大光寺原霊園 第 区 号 番		
2 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号	年 月 日	
3 工 事 区 分	☐ 新 設 碑石の高さ m		
	☐ 改 造 碑石の高さ m		
4 工 事 の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
5 工 事 施 工 者	住 所		
	氏 名		
	商 号	(電話)	
6 添 付 書 類	1 使用許可証 2 設計図		
7 備 考			

(裏)

注 意 事 項

工事については、次の事項を厳守してください。

1 墓所施設等の範囲及び設置基準

(1) 普通墓所

- (イ) 碑石の設置は、1区画について、1基とすること。
- (ロ) 墳墓、碑石の正面は、通路に面し、平行に設置すること。
- (ハ) 碑石の高さは、縁石から2m以内とすること。
- (ニ) 碑石最下段の台石背部と背部境界線との間隔は、0.3m以上あけて設置すること。
- (ホ) 上屋根等は、設置してはならない。
- (ヘ) 樹木を植えてはならない。
- (ト) 市が設置した境界縁石ブロックを移動又は撤去してはならない。

(2) 納骨室付墓所

- (イ) 碑石の設置は、1区画について、1基とすること。
- (ロ) 地下納骨施設の原状を変更してはならない。
- (ハ) 台石、ふた石及び碑石の規格は、規則に定めるとおりとする。
- (ニ) 囲障及び上屋根等は、設置してはならない。
- (ホ) 樹木を植えてはならない。
- (ヘ) 市が設置した境界縁石ブロックを移動又は撤去してはならない。

2 工事完了と同時に、防府市営墓園墓所施設等工事完成届を提出すること。

3 工事中又は完成検査の結果、違反した事実があるときは、工事の中止又は変更を命ずることがあります。